

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成26年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成26年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けたためには、年末調整や確定申告を行うとき、領収証書などを保

民年金保険料控除の対象となります。税額が支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、中告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（平成26年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

國
民
年
金



「ちょっぴりノーテレビデー」への取り組みを

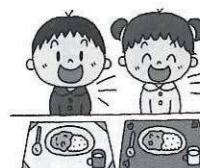
高山村の保育所・幼稚園・小学校・中学校では、毎月の10日・20日・30日（〇のつく日）には、子どもたちが「夕食時にはテレビを見ないで、家族の人と会話を楽しみましょう」という内容の「ちょっぴりノーテレビデー」に取り組んでいます。

「食事中はテレビを消すことで、家庭でのコミュニケーションがとれています」といった声も聞いています。子どもたちの取り組みがさらに拡がっていけばと思っていますので、今後も子どもたちを見守ってくださいますようお願いいたします。

わが家の夕食時における

ちょっぴり ノーテレビデー
毎月：10日・20日・30日

in 高山保育所・高山幼稚園・高山小学校・高山中学校



納税 等

★印が10月に納めていただく税等です。

村県民税	固定資産税	軽自動車税	保険税	国民健康保険料	介護保険料	医療保険料	後期高齢者	使用料	上下水道
4月		●							
5月	●							●	
6月	●								
7月	●		●	●	●	●	●		
8月	●		●	●	●	●	●		
9月			●	●	●	●	●		
10月	★	★	●	★	★	★	●		
11月			●	●	●	●	●		
12月			●	●	●	●	●		
1月	●	●	●	●	●	●	●		
2月		●	●	●	●	●	●		
3月		●	●	●	●	●	●		

税金は 社会を支える あなたの会費

第2回飼い犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

平成26年度第2回目の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記のとおり実施しますので、生後91日以上で今年度の狂犬病予防注射を受けていない犬を飼っている方は、最寄りの会場へお出かけください。

また、飼い犬の登録済みの方には別途個別の実施通知を配布しますので、通知書を会場へ持参くださるようお願いいたします。

期日	会 場	時 間	会 場	時 間
10月17日(金)	火の口公民館	9:00~ 9:10	五領公民館	13:00~13:10
	農協旧尻高支所	9:20~ 9:30	新田地区集会所	13:20~13:40
	北之谷住民センター	9:40~ 9:50	本宿公民館	13:50~14:10
	基幹集落センター	10:00~10:20	原住民センター	14:20~14:40
	関田住民センター	10:30~10:40	梅沢集会所	14:50~15:00
	役原地区住民センター	10:50~11:00	茶屋ヶ松集会所	15:10~15:20
	高山村役場	11:10~11:30		

☆手数料

※今年度から消費税率改正に伴い、注射料が100円値上がりいたしました※

・注射のみ（登録済みの犬） 注射料 3,400円

・登録と注射（登録の済んでいない犬） 登録・注射料 6,400円

☆犬の登録・注射を怠った者は、狂犬病予防法の規定により罰せられることがあります。

☆犬は、必ずつないで飼い、放し飼いは絶対にしないでください。

☆運動中の犬の糞等は、飼い主が責任を持って片づけてください。

☆飼い犬が死亡した場合、役場住民課まで報告をお願いします。

☆動物病院等で既に狂犬病予防注射を受けた方にも通知書が届く場合がありますが、ご容赦ください。

☆4・5・6月は狂犬病予防注射月間です。注射は早めにお受けください。

小さな命を大切に

最近、高山村では捨て犬、捨て猫を保護する件数が増えております。

年老いたため、赤ちゃんを産み増えすぎて飼えなくなってしまった等の理由により、捨てられてしまうケースが見受けられます。

そういった犬や猫たちは、飼い犬や飼い猫に危害を加えたり、民家を荒らしてしまう可能性があります。保護されれば、殺処分の可能性もあります。

そういうことをなくすためにはまず、責任をもってペットを飼いましょう。動物にも気持ちがあります。愛情を持って育てていただき、家族とのより良い関係を築いていただけたらと思います。

※高山村には飼い犬・飼い猫に対する去勢・避妊手術費の補助金制度があります※

高山村に住所を有する方で、飼育している犬・猫の避妊・去勢手術を実施した者。（犬については登録及び狂犬病予防注射をしていることが条件となります）避妊・去勢とともに、一頭につき手術費の2分の1以内とし、1,000円未満を切り捨てた額となっております。

ご不明な点がございましたら、役場住民課までご連絡ください。

高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111



土砂災害に対する警戒について

土砂災害とは、大雨が降り続くことにより山が雨水を湛えられなくなつた時に崩れてしまう現象です。

そのため、雨が何日も降り続くときは警戒をしてください。

地形的な側面から村内全域における土砂災害の発生する可能性がある場所を調査し、防災ハザードマップとして地図上に示したものがあります。

その中に警戒区域と特別警戒区域と表現されるものがありますが、説明は次のとおりです。

土砂災害警戒区域イエローゾーンとは、ある一定の地形条件により土砂災害のおそれがある区域です。

土砂災害特別警戒区域レッドゾーンとは、土砂災害により建物に損壊が生じる可能性がある区域です。

近年多発する集中豪雨や台風などにより引き起こされる自然災害は家族や財産等、今まで築きあげたものを一瞬にして奪っていく恐ろしいものです。

災害は突然的に発生するものであり、外出先で災害に遭遇することも否定できません。一時の判断で命を繋ぐことができるので、今まで感じたことがないような危険を感じたときは、安心できる場所まで逃げてください。

また、危機が迫ってくると、避難が難しくなりますので、事前に予兆を感じ取ることができたときは、親類の家等、身近で安心できる場所に滞在し、難を逃れてください。

以下のホームページに防災に係る知識と情報が掲載されていますので参考してください。

○マッピングぐんま（土砂災害危険箇所や土砂災害危険区域等の位置が地図上で確認できます）

<http://mapping-gunma.pref.gunma.jp/pref-gumma/top/mapselectgroup.asp?mct=7>

○群馬県防災トップページ（気象情報へのリンク、防災情報、防災知識等）

<http://www.pref.gunma.jp/05/a5510001.html>

○群馬県防災課土砂災害に備えて（土砂災害に関する防災知識）

http://www.kendoseibi.pref.gunma.jp/section/sabo/hp/main_page_01.htm

このほか村のホームページでも防災ハザードマップを公開しています。

平成26年度 赤い羽根共同募金について

中之条税務署からのお知らせ

年未調整説明会を開催

中之条税務署では、給与所得に係る源泉徴収税の「年未調整についての説明会」を次のとおり開催します。

行政相談委員は、国の仕事に関する苦情などの相談をお受けし、助言や関係行政機関に対する通知などを実施しています。

政機関に対する通知などを実施されま

す。

今日、急速な少子・高齢化が進行する中、

住民の福祉に対する意識も変わってきて

います。

特定非営利活動法人（NPO法人）や

ボランティア団体の活動にみられるよう

に、地域の住民みずからが主体的に社会

に活動しています。

かを知りたい方のうち、次に掲

げる対象者には、県保健福祉事務所（保健所）が風しん抗体検査受診券を交付し、協力医療機関において、抗体検査が受けられます。費用徴収はありません。

対象外となります。

日本脳炎予防接種

日本脳炎ウイルスは、ブタ等を増幅動物とし、主にコガタアカイエカによって媒介され、人を感染すると重篤な急性脳症を引き起こすことがあります。

予防接種は、2005年

に感染的熱病の差し控えが行わ

れましたが、その後新たな日本

脳炎ワクチンが開発されたこと

により再開され、接種の機会を

逃した多くの小児が接種でき

よう接種が行われています。

母子健康手帳の接種歴を確認

して、接種が不十分と確認され

た場合は、積極的に接種しま

す。

対象年齢と接種回数

①平成7年4月2日生～平成17

1期～3回接種

②平成17年4月2日生～平成19

1期～3回接種

※接種期限は、20歳未満ですが、

早く接種しましょう。

定期予防接種は、ワクチン

毎に様々な規定があります。

新たなワクチンの導入もあり

ましたので、安全に安心して

接種できるよう不明な点は、

かかりつけ医師または保健師

へお問い合わせください。

ようお願いいたします。

役場

住民課

票の写しを添えて、役場ある

は保健センターへ申請してく

ださい。

ただし、健康保険組合等の補助

との併用は対象外です。

おしらせ

information

8

予防接種のお知らせ

※この予防接種を対象外の人へご連絡ください。

対象外となります。

接種スケジュール

1回目は1歳0ヶ月～1歳
2回目は1回終了から3ヶ月
月以上あけて（標準的には6ヶ月から12月経過した時期）2歳前までの間に接種

3ヶ月の間に接種

2回目は1回終了から3ヶ月
月までに1回接種

2回目は1回終了から3ヶ月
月以上あけて（標準的には6ヶ月から12月経過した時期）2歳前までの間に接種

1回目は1歳0ヶ月～1歳
2回目は1回終了から3ヶ月
月までに1回接種

田んぼアートの稻刈りをしよう！

10月5日、高山名物・田んぼアートの稻刈りを行います。田んぼに描かれたぐんまちゃんとふなっしーの絵を皆で刈りましょう！

作業は手刈りで行い、はんでにかけて天日干しをします。この機会にぜひご参加ください。

○日時 10月5日(日)
午前8時30分

道の駅「中山盆地」駐車場集合

○持ち物 汚れても良い服装、帽子、長靴、手袋、タオル

○参加費 無料

○募集人数 定員30名
(小学生以下は保護者同伴でご参加ください)

○お申込み・お問い合わせ

高山村役場地域振興課
☎ 0279 (63) 2111

むらの学校はたけ組 稻刈りの会

月に一度村内で開催している農作業体験イベント「むらの学校はたけ組」。

今月は、稻刈りを行います！作業は全て手刈りで行う予定です。

○日時 10月11日(土)
午前9時

高山温泉「いぶきの湯」駐車場集合

※雨天中止

○持ち物 汚れても良い服装、帽子、長靴、手袋、タオル

○参加費 500円（小学生以下無料）

○募集人数 定員20名
○お申込み・お問い合わせ

高山村役場地域振興課
☎ 0279 (63) 2111

十二ヶ岳りんどう登山 参加者募集

毎回好評の高山村ガイドボランティア登山企画。今回は野生のりんどうを観察後、秋の十二ヶ岳登山に行きます！是非ご参加ください。

○日時 10月18日(土)
午前9時

道の駅「中山盆地」駐車場集合

○持ち物 登山の服装、飲み物、昼食

○参加費 無料（保険は各自でご加入ください）

○募集人数 定員30名
(お子様は保護者同伴でご参加ください)

○お申込み・お問い合わせ

高山村役場地域振興課
☎ 0279 (63) 2111

つなげよう一つの力を
二〇一四年九月歌会詠草
山合いの古き農家の灯も消えて
住む人もなき空き屋が増える
出穂の揃ひしわが田を見るために
遠回りして歩いて帰る

山合の出穂の揃ひしわが田を見るために

割田 良次

人災もある列島なれば

相馬 昭典

小林 良教

つなげようひとのちからを天災も

木村朝次郎

木村朝次郎

非常時の教科書にわかに破り捨て

涼を求める人で賑わう

佐藤 重夫

朝夕に水を運びて実りたる
坊ちゃん南瓜はことのほか美味しい

県外の車が目立つ道の駅

高橋 浩志

涼を求める人で賑わう

木村朝次郎

たかやまの文壇

（文化協会短歌部）

つなげよう一つの力を

二〇一四年九月歌会詠草

広報やがやま 10

